相楽東部広域連合学校給食費取扱要綱

平成30年1月22日

教委要綱第２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、相楽東部広域連合立学校給食センター（以下「給食センター」という。）及び笠置小学校において実施する学校給食に係る学校給食費（以下「学校給食費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（学校給食費の負担）

第２条　学校給食費は、学校給食を受ける職員及び調理員等の負担とする。

（学校給食費）

第３条　学校給食費の一食単価は、次のとおりとする。

⑴　小学校　３２０円

⑵　中学校　３４０円

２　学校給食費の月額は、次のとおりとし、２月分において調整する。

⑴　小学校　５，５００円

⑵　中学校　５，７００円

３　給食センターにおける委託業務従事者及び学校における給食試食会参加者の学校給食費は、その月の給食実施日数に第１項に規定する一食単価を乗じて得た額とする。

（学校給食費の納付）

第４条　前条に定める学校給食費は、毎月定められた日までに納付するものとする。ただし、相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、学校給食費の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和５年要綱第３号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年要綱第３号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。